



【重要】 日本への入国前後に行う手続きについて

みなさま、立命館大学へのご入学おめでとうございます。日本で初めて生活される方も、既に生活されている方も、立命館大学で学ぶ前に行わなければならない重要な手続きについて、ご案内します。必ず、下記事項をご確認のうえ、手続を行ってください。なお、手続きはご本人がしなければいけません。日本語でのやり取りが難しい場合は、日本語ができる方に同行してもらい手続を進めてください。



【立命館大学で学ぶ前に行う手続について】

No.	手続内容	新規 渡日者 (※1) 	日本国内 在住者 (※2) 
1	在留カードの提出		
	在留カードの提出	○ (手続前 ・手続後)	○ (手続後)
2	住所に関する手続		
	転入届の提出	○	
	転出届・転入届または転居届の提出		○
	住民票の提出（学びステーション）	○	○
3	国民健康保険に関する手続		
	国民健康保険の加入	○	
	国民健康保険の住所変更手続		○
4	国民年金保険に関する手続		
	国民年金保険の加入	○	
	国民年金の住所変更手続		○

※1：新規渡日者 …渡日時、空港で在留カードを受け取られた方。

※2：日本国内在住者…既に日本国内在住し、入学時に有効な在留カードを所有している中長期在留の方。
(「短期滞在」は除きます。)



→各市区町村や引っ越し形態によって手続方法が異なる場合があります。必ず各自で手続内容について確認してください。

【参考情報（びわこ・くさつキャンパス周辺の市）】

- ・草津市役所 住所：〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号 TEL：077-563-1234
- ・大津市役所
 - 本庁 住所：〒520-8575 大津市御陵町 3-1 TEL：077-523-1234
 - その他の支所



【新規渡日者が必要な手順】

No.	場所	手続内容
1		<p>在留カードの提出（住所情報なし）</p> <p>大学が配布する RAINBOW ID を入手後、直ちに以下の「在留カード提出フォーム」より在留カードの表面と裏面の写真を提出してください。 https://global.support.ritsumei.ac.jp/hc/ja/requests/new?ticket_form_id=360006867793 ※住所登録後再度上記フォームより提出が必要です。</p> 
2	居住する市役所	<p>転入届の提出</p> <p>日本上陸後、通常は 14 日以内に、日本での住所を居住地の市区町村役場等の市民課へ届け出る必要があります（居住地を定める前に提出することは認められませんので、注意して下さい）。 しかし、コロナウィルス対策のため、上陸日より原則 7 日間の待機期間を経てからの手続きとなりますので、待機期間終了後に速やかに市役所に行ってください。 →期間内に届け出なかった場合、20万円以下の罰金に処せられることがあります。また、正当な理由なく、新規上陸後、90日以内に居住地を届け出なかった場合、在留資格が取り消されることがあります。 →転入届の提出後、市役所にて「住民票」を一部取得してください。 取得した「住民票」は、速やかに大学の学びステーションに提出してください。</p>
3		<p>国民健康保険の加入 ※転入届の提出と同時に手続可能です。</p> <p>日本に <u>3 ヶ月を超えて在留し、住民票が作成された方は国民健康保険への加入が必要です</u>。国民健康保険に加入していない場合、病気やけがにより治療を受けた際、高額な医療費が全額請求されることとなりますが、国民健康保険に加入していると、窓口で支払う金額が実際にかかった医療費の 3 割で済みます。居住地の市区町村役場等の保険年金課で必ず加入手続を行ってください。</p>
4		<p>国民年金保険の加入 ※転入届の提出と同時に手続可能です。</p> <p>国民年金は、日本国内に住む 20 歳以上 60 歳未満のすべての人が加入する義務があり、保険料を納付する必要があります。 ただし、国民年金の保険料を納めることが難しい方は、①「学生納付特例」（1 年以上日本で留学する方で、在学中の保険料の納付の猶予を希望する場合）または②「若年者納付猶予制度」（1 年未満で日本に留学する方や 30 歳未満の方で国民年金保険料を支払うことが困難な方で、保険料支払の猶予を希望する場合）へ申請することが可能です。申請が認められた場合は保険料の納付が猶予されますので、国民年金保険の加入と併せて申請を行ってください。 詳細については、居住地の市区町村役場等の保険年金課で確認してください。</p>
5		<p>在留カードの提出（住所情報あり）</p> <p>転入手続きを行ったあと、在留カードの裏面に住んでいる住所が記載されます。下記の「在留カード提出フォーム」より在留カードの表面と裏面の写真を提出してください。 https://global.support.ritsumei.ac.jp/hc/ja/requests/new?ticket_form_id=360006867793</p> 

【手続に際して、持参が必要なもの】

- ・在留カード ※1
- ・パスポート
- ・印鑑
- ・学生証

【過去日本での滞在歴（短期滞在を除く）がある場合は以下を持参】


- ・国民健康保険の加入：
 - 世帯主及び被保険者のマイナンバーがわかるもの（個人番号カード、通知カード、住民票など）
 - ※転入届の提出と併せて加入する場合は不要です（転入届提出時に発行されるため。）
- ・国民年金保険の「学生納付特例」への申請：
 - 国民年金手帳（青い冊子体）

※1：来日時に空港において、「在留カード後日交付」とパスポートに記載された方は、代わりにパスポートを持参

してください（入国日において在留カードが交付されなかった場合は「在留カード後日交付」とパスポートに貼られます）



【既に日本国内に在住している方が必要な手続】

No.	場所	手続内容
1	居住する市役所	<p>転出届・転入届または転居届の提出</p> <p>【現在住んでいる市区町村から他の市区町村へ引っ越しする場合】</p> <p>①引っ越し前の（現在住んでいる）市区町村役場への届出 行先・転出予定日（引越日）が決定した後、転出予定の14日前から転出届の提出が可能です。転出届を提出した際に「転出証明書」が発行されるので、大事に保管しておいてください。</p> <p>②引っ越し先の市区町村役場への届出 住所を定めた日から14日以内に転入届の提出が必要です。 <u>※転入に際しては、「転出証明書」が必要です。あらかじめ、引っ越し前の市区町村役場にて発行してください。</u></p> <p>【同じ市区町村内で引っ越しする場合】</p> <p>① 現在住んでいる市区町村役場への届出 住所を変えた日から14日以内に転居届の提出が必要です。 →入学手続き時に「住民票」を提出していない場合は、<u>市役所にて転入届を提出後、一部取得してください。</u> 取得した「住民票」は、速やかに大学の学びステーションに提出してください。</p>
		<p>国民健康保険の住所変更手続 ※転出届・転入届、転居届の提出と同時に手続可能です。</p> <p>住所の変更に伴い、以下の手続が必要です。 手続きが遅れると、医療費を全額支払わなければならない場合や保険料をさかのぼって納めなければならない場合がありますので、注意してください。</p> <p>①引っ越し前の（現在住んでいる）市町村役場での手続 →転出届の手続と併せて「資格喪失手続」を行ってください。</p> <p>②引っ越し先の市町村役場での手続 →転入届の提出と併せて「国民健康保険の加入手続」を行ってください。</p> <p>③現在住んでいる市区町村役場での手続 →同じ市区町村内で引っ越しをした場合は、住所変更の手続が必要です。</p>
3		<p>国民年金の住所変更手続 ※転出届・転入届、転居届の提出と同時に手続可能です。</p> <p>住所の変更に伴い、引っ越し先の市区町村役場へ「被保険者住所変更届」を提出する必要があります。（国民年金については、引っ越し前の（現在住んでいる）市区町村役場での手続は必要ありません。）国民年金に加入している人は、引っ越してから14日以内に手続を行ってください。</p>
4		<p>在留カードの提出</p> <p>新しい住所が記載されている在留カードの表面と裏面のコピーを、大学が配布する RAINBOW ID を入手後、直ちに以下の「在留カード提出フォーム」より提出してください。 https://global.support.ritsumei.ac.jp/hc/ja/requests/new?ticket_form_id=360006867793</p> 

【手続に際して、持参が必要なもの】

- ・在留カード
- ・パスポート
- ・印鑑
- ・転出証明書
- ・国民健康保険証
- ・国民年金手帳
- ・学生証
- ・個人番号カード（保有している場合のみ）